



住宅貸付のご案内

組合員だけが利用できます！

年利
1.26%

住宅貸付は、組合員資格を取得してから1年以上の方が対象となります。
貸付申込書類は、毎月5日(当組合必着)が提出期限となり、送金日はその月の金融機関の末営業日の前営業日です。
なお、所属所の提出期限は異なりますので共済事務担当課にご確認ください。

① 住宅貸付の対象となるもの

新築

土地の
購入

住宅の
購入

リフォーム

外構工事

物置の
購入

など

② 貸付金の限度額

給料月額と勤務年数により 最大**2,100**万円の貸付け
(在宅介護対応住宅貸付 300万円含む)



③ 住宅貸付のメリット

借入時

事務手数料・保証料 **0円**

住宅貸付では、一般的に借入時に支払う事務手数料(例 借入金額×2.2%)の費用はかかりません。連帯保証人も必要なく、保証料を上乘せすることもないので、費用を抑えることができます。

抵当権の設定・行政書士の費用 **0円**

銀行では担保として抵当権を設定しますが、当組合の住宅貸付では必要がないため、時間や費用がかかりません。当組合では抵当権を設定しない代わりに住宅資金貸付保険に加入しています。
抵当権設定時の行政書士費用…約10万円

つなぎ融資が**必要ない**

建築確認済証などの書類で貸付けができるため、**着工金**や**中間金**の支払いに充てられます。
別途つなぎ融資を申込みの場合に比べ、つなぎ融資分の**事務手数料**や**高金利な利息**の支払いを抑えることができます。

利用時

一部・全部繰上償還・償還期間変更の手数料 **0円**

手続きの窓口は、所属所の**共済事務担当課**・
給与控除で残高不足の心配なし



書類の提出先は、共済事務担当課です。(総務課や人事課など)
住宅貸付の詳細は、[こちら](#)や共済のしおりをご覧ください。

